

ほの国消防団・消防団応援事業所設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河地域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村の8市町村をいう。以下同じ。）の消防団員に対する福利厚生の充実、地域防災力の向上及び地域の活性化を図ることを目的とし、東三河地域が相互に協力し、実施する「ほの国消防団・消防団応援事業」の一環として消防団員及びその家族（以下この条において「消防団員等」という。）に対してサービスを提供する蒲郡市内の事業所、店舗等（以下「消防団応援事業所」という。）の設置及び消防団員等による消防団応援事業所の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 消防団応援事業所に登録しようとする蒲郡市内の事業所、店舗等（以下「事業所等」という。）は、蒲郡市消防長（以下「消防長」という。）に、ほの国消防団・消防団応援事業所登録届（第1号様式。以下「登録届」という。）を提出するものとする。ただし、次に掲げる事業所等については、登録を行わないこととする。

- (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消防長が、登録が適当でないと認めるもの

(登録済証及び表示標の交付)

第3条 消防長は、消防団応援事業所の登録を行った場合は、当該消防団応援事業所に、ほの国消防団・消防団応援事業所登録済証（第2号様式。以下「登録済証」という。）及び表示標（第3号様式。以下「表示標」という。）を交付するものとする。

(表示標の表示)

第4条 消防団応援事業所は、次に掲げる場所等に表示標を表示することができる。

- (1) 表示標を交付された事業所等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、電気的方法その他他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

(身分証等の提示)

第5条 消防団員は、消防団応援事業所からサービス等の提供を受ける場合に、蒲郡市

消防団員証要綱第2条の規定による消防団員証を提示しなければならない。

2 団員の家族が消防団応援事業所からサービス等の提供を受ける場合は、蒲郡市消防団員家族利用証（第4号様式）を提示しなければならない。

（消防団応援事業所の公表）

第6条 消防長は、消防団応援事業所の名称等について、ホームページ等により公表することができる。

（登録の取消し）

第7条 消防長は、消防団応援事業所が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により登録を受けたとき若しくはその他消防団応援事業所としての登録が適当でないと認めるとときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに登録済証及び表示標を消防長に返還しなければならない。

（サービス等の提供の停止）

第8条 消防団応援事業所は、都合により消防団員及びその家族に対するサービス等を停止することができる。この場合において、当該事業所は、消防長に事前にその旨を連絡しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、東三河地域の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。